

日本人の配偶者等

入管法により次のように規定されています。

- ・日本人の配偶者等もしくは民法第817条の2の規定による特別養子または日本人の子として出生した者

1. 日本人の配偶者
2. 日本人の特別養子
3. 日本人の子として出生した者

(出生の時に父又は母のいずれか一方が日本国籍を有していた場合又は本人の出生前に父が死亡し、かつ、その父が死亡のときに日本国籍を有していた場合。

なお、本人の出生後父又は母が日本国籍を離脱した場合も、日本人の子として出生したという事実に影響を与えるものではない。)

「日本人の配偶者等」のビザを得るためには、ただ法律上の婚姻関係があるだけでなく、同居、相互協力、生活活動を共にする実質婚でなくてはなりません。また、日本での婚姻が成立しているだけでなく、配偶者の本国での婚姻も成立していなくてはなりません。

国際結婚は、日本人と日本国籍以外の相手方と結婚することであり、相手方の国にも、国籍法、婚姻法などがあります。日本人と外国人が結婚する場合、日本の法律と、相手方の国の法律、両方が適用されます。

つまり、日本法と相手方の国の法律、両方に合致しなければなりません。

たとえば、日本の民法では結婚できるのは、男性18歳以上、女性16歳以上と定められていますが、中国の婚姻法では、男性満22歳、女性満20歳より早めてはならないとされ、台湾では男性満18歳以上、女性満16歳以上でなければ結婚することができない。となっています。

双方の法律を満たす年齢でなければいけないという事です。

「日本人の配偶者等」申請の注意点

結婚の経緯

- ・知り合ったきっかけの説明、紹介者の有無、知り合った場所など出来る限り詳細に説明します。
特に紹介者がある場合は、一人か二人か、結婚紹介所を通してか、一般の知人の紹介かなど、真実の説明が重要です。

交際状況

- ・お二人がどのような交際をしてきたのかその状況の説明と、その証拠となるものを提出します。メール・国際電話・手紙などは記録またはコピー。
- ・言葉の問題にはどのように対応しているか。
- ・父母兄弟との交流も重要です。
- ・同居歴がある場合は、開始の時期・場所を記載します。同居の実績は婚姻が真実である裏付けともなります。
- ・子供の有無。きちんと記載しておかないと、後から子供を呼び寄せようとする場合に、呼び寄せが困難になってしまいますので正確に記載しましょう。

中国人との国際結婚の場合、中国人配偶者が日本の短期滞在ビザで日本に入国するのは難しいですので、日本人配偶者が少なくとも2, 3回（出来れば3回）は中国へ行き配偶者と会っていることが必要です。

台湾は短期の観光目的ではノービザで自由に来日したり、日本人配偶者が台湾に行く事も出来ますので、実態のある夫婦関係の証拠を積極的に作ることも重要です。

婚姻の継続性・安定性

- ・日本人配偶者の職業・収入・前婚の連れ子の問題・両親との同居の問題・年齢差などは、婚姻の継続性・安定性を見る上でのポイントとなり、「日本人の配偶者等」の在留資格認定許可を得るための重要事項です。
国際結婚の場合、生活習慣の違いや、性格の不一致などで離婚するケースも多く、これらの問題を入国管理局側は慎重に審査考慮したうえで許可・不許可の判断をしているようです。